

柏市都市景観シンボルマーク使用要領

制定 平成19年 2月 7日

施行 平成19年 2月 7日

1 趣旨

この要領は、柏市都市景観シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を使用する場合の基準、手続き等を定めるものである。

2 使用の基準

シンボルマークは、柏市の良好な景観の保全や創出など、快適で魅力ある都市景観づくりを目的とした各種の活動や、その広報に利用するものとする。ただし、次の各号のいづれかに該当する場合には使用を認めない。

- (1) シンボルマークを商品化する等の営利を目的とするもの。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用しようとするもの。
- (3) 法令等や公序良俗に反するもの。

3 使用手続き

- (1) シンボルマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、柏市都市景観シンボルマーク使用申請書を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、申請の内容が使用の基準に定める基準を満たすときは、柏市都市景観シンボルマーク使用承認書を使用者へ交付するものとする。
- (3) 使用者は、シンボルマークを使用したものが完成した場合は直ちに市長へ1部提出するものとする。

4 使用の取り消し等

- (1) 使用者は、使用の基準に従い、シンボルマークを適正に使用しなければならない。
- (2) 市長は、シンボルマークの使用内容が使用基準のただし書きのいづれかに該当すると認めるときは、使用を取り消すことができる。

5 使用者の債務

シンボルマークが使用されたものに関する一切の責任は、シンボルマークの使用者によるものとする。

6 使用料

シンボルマークの使用は無償とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年 2月 7日から施行する。